

和光市告示第198号

和光市有料老人ホーム設置運営指導要綱を次のように定める。

令和3年7月26日

和光市長 柴崎 光子

和光市有料老人ホーム設置運営指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成11年埼玉県条例第61号）第2条の規定により和光市がその事務を処理する和光市内における有料老人ホームの設置及び運営に関し、和光市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「指針」という。）に基づき、遵守されるべき手続等につき必要な事項を定め、優良な有料老人ホームの選別的な和光市内への設置を推進するとともに、その安定的、継続的な事業運営を確保することにより、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱の対象者は、次に掲げる者（以下「設置者」という。）とする。

- (1) 和光市内に有料老人ホームを設置しようとする者
- (2) 既に、和光市内に有料老人ホームを設置し、運営している者

(設置者の責務)

第3条 設置者は、この要綱に定める手続等を遵守し、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第29条第1項に従い、和光市長（以下「市長」という。）への届出を行わなければならない。

2 設置者は、設置届の内容に変更が生じた際は、法第29条第2項又は第3項に従い、市長への届出を行わなければならない。

(審査の手続)

第4条 設置者は、事前相談と事前協議の2段階の審査を受けなければならない。なお、介護付有料老人ホームとして審査を受けようとする設置者は、あらかじめ、市と協議しなければならない。

(審査対象)

第5条 老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上必要な便宜の供与をする事業を行う施設の設置計画にあつては、設置者は、設置主体及び設置形態の如何を問わず、この要綱に定める審査を受けなければならない。

2 市街化調整区域への設置計画にあつては、利用権方式又は賃貸方式を採用するものの

みを審査対象とする。

(事前相談)

第6条 設置者は、都市計画法による開発許可等の申請前、それ以外の場合には、建築基準法による建築確認申請前に、和光市有料老人ホーム設置事前相談申出書(様式第1号)に次に掲げる書類等を添付して、市の事前相談を受けなければならない。事前相談では、設置計画が指針に適合した内容かどうか等について、確認を行うものとする。

- (1) 設置主体に関する資料
- (2) 事業計画に関する資料
- (3) 案内図及び平面図
- (4) 有料老人ホーム重要事項説明書
- (5) 和光市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(事前協議)

第7条 設置者は、前条の事前相談を受けた後、市が事前協議の審査に入る旨を指示をした際は、和光市有料老人ホーム設置計画事前協議申請書(様式第2号)に、次に掲げる書類等を添付して、和光市長に協議しなければならない。

- (1) 次に掲げる設置主体に関する事項を記載した書類等
  - ア 法人の概要
  - イ 役員等名簿
- (2) 次に掲げる立地条件に関する事項を記載した書類等
  - ア 土地の権利関係
  - イ 建物の権利関係
- (3) 次に掲げる規模及び構造設備に関する事項を記載した書類等
  - ア 敷地面積
  - イ 建築面積
  - ウ 延べ床面積
  - エ 建物構造
  - オ 施設設備の概要
  - カ 各室面積表
- (4) 次に掲げる募集計画に関する事項を記載した書類等
  - ア 募集方法
  - イ 対象層
  - ウ 対象地域
  - エ 募集組織
  - オ 年次計画

カ 募集活動費

(5) 次に掲げる運営及び管理等に関する事項を記載した書類等

ア 入居対象者

イ 入居定員

ウ 職員配置計画

エ 管理内容（管理規程、夜勤体制、防火防災体制、その他）

(6) 次に掲げるサービスに関する事項を記載した書類等

ア 次に掲げる介護に関する事項

(ア) 介護サービスの内容及び範囲

(イ) 介護を行う場所及び介護体制

(ウ) 介護費用の算定基礎

(エ) 費用徴収の方法

(オ) 居室外介護の場合にあつては、移行の条件

(カ) (ア)から(オ)に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

イ 次に掲げる医療に関する事項

(ア) 次に掲げる嘱託医に関する事項

a 嘱託医の氏名

b 履歴書

c 診療科目

d 診療日程

(イ) 次に掲げる協力病院及び提携病院に関する事項

a 病院の名称

b 診療科目

c 病床数

d 距離

e 所要時間

f 提携受諾書の有無

ウ 前ア又はイに掲げるもののほか、介護サービスに関する事項

(ア) サービスの種類

(イ) サービスの内容

(7) 次に掲げる事業収支等に関する事項を記載した書類等

ア 次に掲げる資金計画に関する事項

(ア) 資金調達計画

(イ) 返済計画

(ウ) 入居率の設定

- (エ) 損益分岐点の設定
- (オ) 長期的な経営計画
- (カ) 金融機関の融資同意書（設置者が建物の建設、改修のために金融機関から融資を受ける場合に限る。）

イ 次に掲げる事業収支計画に関する事項

- (ア) 資金収支計画
- (イ) 損益収支計画

(8) 次に掲げる入居一時金に関する事項を記載した書類等

ア 算定の基礎

イ 保全措置の内容

(9) 退去時の返還金に関する事項を記載した書類等

(10) 入居契約書

(11) 有料老人ホーム重要事項説明書

(12) 和光市有料老人ホーム設置運営指導指針適合表

(13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

（事前協議済書の交付）

第8条 市は、前条の事前協議の結果、設置計画の内容が指針に適合していると認めた場合、又は一部不適合であるが設置者において必要な対応をとることが確認できた場合、設置者に和光市有料老人ホーム設置計画事前協議済書（様式第3号。以下「協議済書」という。）を交付するものとする。この場合において、設置計画の内容が指針に一部不適合であるときは、協議済書に不適合事項を記載することとし、不適合事項を記載された協議済書の交付を受けた施設にあつては、有料老人ホーム重要事項説明書に当該不適合事項を記載するものとする。

2 設置者は、建築基準法による建築確認申請を必要とする場合、協議済書を受領した後に行うものとする。

（協議終了から届出までの状況報告）

第9条 前条第1項の協議済書の交付を受けた設置者は、次に掲げる事項について、市から進捗状況の報告を求められたときは、速やかに報告するものとする。

- (1) 用地の取得状況
- (2) 都市計画法、農地法、建築基準法の手続きの進捗状況
- (3) 資金調達及び融資の状況
- (4) 入居見込者確保の状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、有料老人ホームの設置に関し市長が必要と認める事項（設置届）

第10条 設置者は、建築基準法第6条第4項の確認済証の交付を受け、かつ開発許可が

必要な場合にあつては都市計画法第35条第2項の規定による通知を受けたときは、すみやかに、和光市有料老人ホーム設置届（様式第4号）に市長が必要と認める書類を添えて、法第29条第1項に規定する届出を行わなければならない。

（入居者の募集）

第11条 入居者の募集は、前条に定める届出が受理された後でなければ開始してはならない。

（建設工事の着工）

第12条 建設工事は、第10条に定める届出が受理された後でなければ着工してはならない。

（変更届等）

第13条 設置者は、当該届出の内容に変更が生じたときは和光市有料老人ホーム変更届（様式第5号）により、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは和光市有料老人ホーム廃止（休止）届（様式第6号）により、市長に届出を行わなければならない。

（情報の公開）

第14条 和光市は、設置者から提出のあつた届出等の情報を公開するものとする。

（その他）

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。